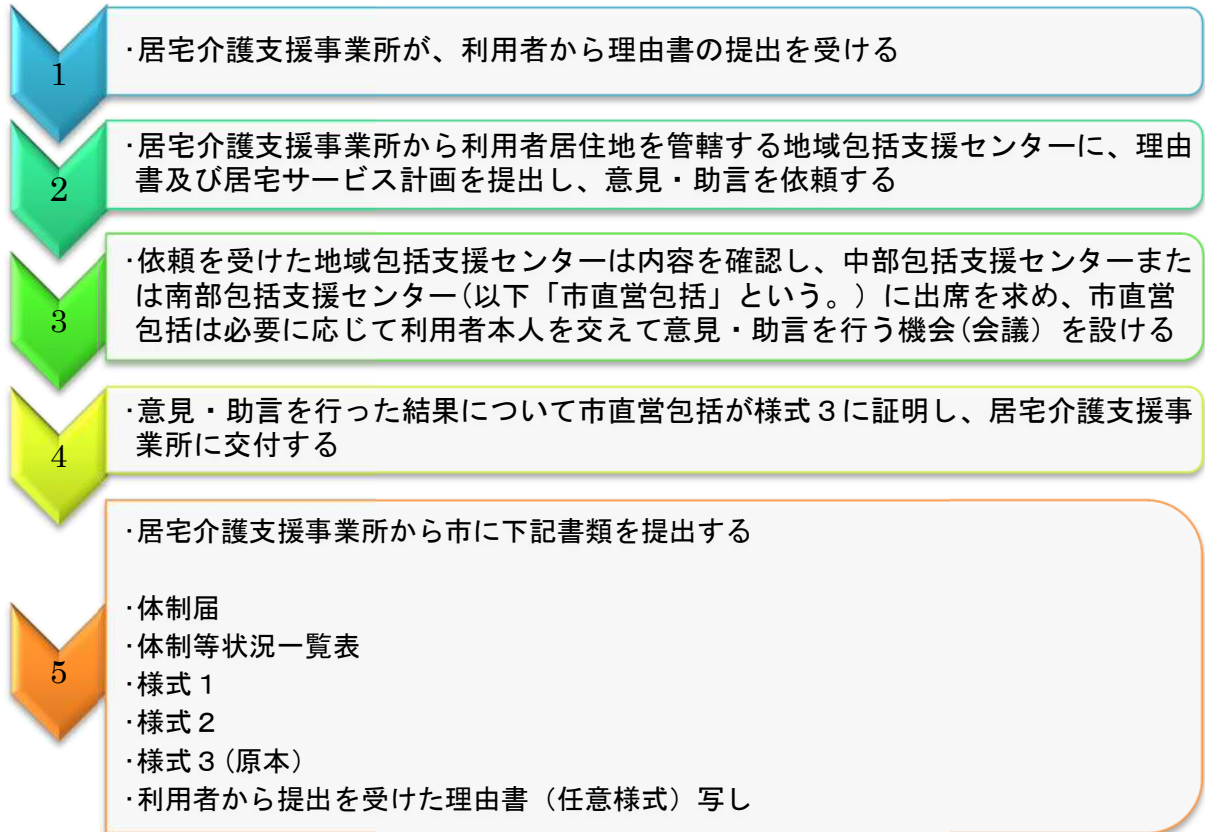
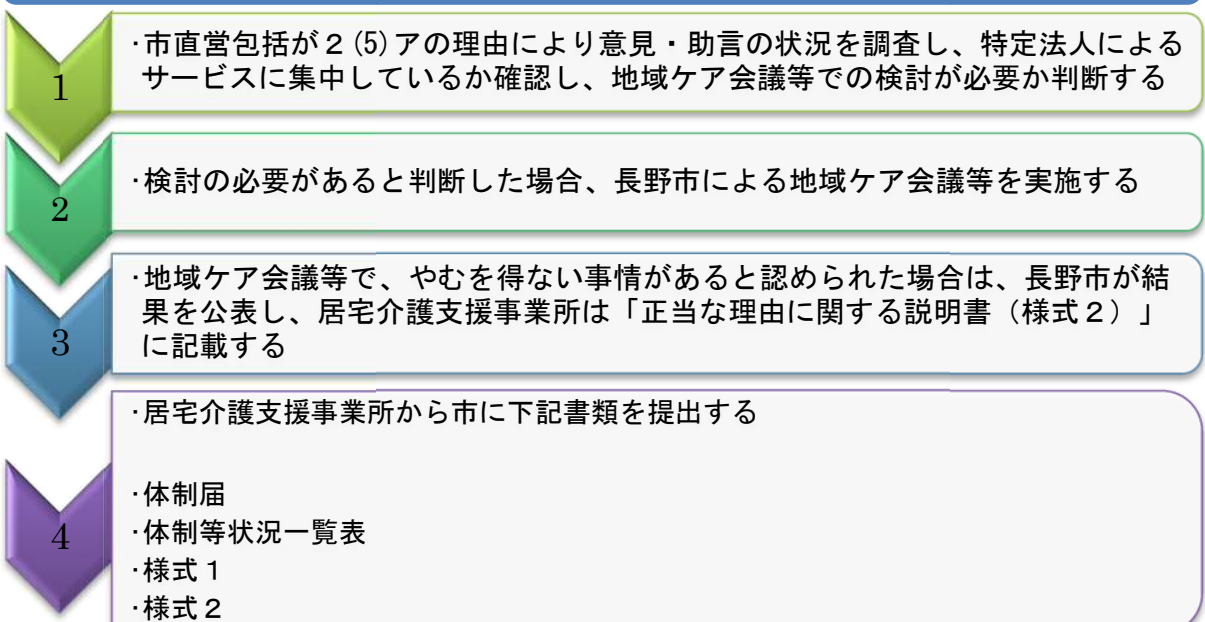


長野市内に居住する利用者に関する
正当な理由 2 (5) ア及び2 (6)における基本的な事務処理等の流れ

2 (5) ア関係



2 (6) 関係



※当面の間、上記の運用により対応し、見直しが必要と判断した場合は改めて運用方法についてお知らせします。
※長野市以外の地域に居住する利用者については、各市町村で実施する地域ケア会議等の手順に従ってください。